

平成27年7月吉日

- ・注意しても遅刻を繰り返す社員に困っている。
- ・社員が業務時間内にゲームをしているようだ。
- ・SNSに業務内容を書き込んでいる社員がいる。



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2-7階

理事長 弁護士 和田 光弘

【お問合せ・お申込先】

電話 0120-15-4640

新潟・燕三条・長岡・新発田・上越

・・・などの社員行動にお困りではありませんか？

ミニ・セミナーのお知らせ

「問題社員対応のための法律知識」

拝啓 盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥の事と存じます。

さてこの度、当事務所では、「問題社員対応のための法律知識」と題し、問題社員の対応について、わかりやすく解説・助言するセミナーを開催致します。

皆様の企業・団体には、上司が指導しても無視あるいは行動が改まらない、SNSに業務に関することを書き込む、または遅刻や無断欠勤を繰り返すような社員・従業員はいませんか。

このような社員・従業員に対応する方法について、労務に関する相談や依頼を多数受け、また、労務問題に関する講師の経験も豊富である五十嵐亮弁護士が、事例をもとに解説致します。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて8月18日(火)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。

敬具

〈講師〉 弁護士 五十嵐 亮 (当事務所長岡事務所所属)

〈日時〉 平成27年8月19日(水) 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 A会議室

新潟市中央区新光町10-2(県庁近く) *駐車場あり

〈対象者〉 事業主様・総務人事部門担当役職員の皆様

〈参加費〉 2,000円(税込) お二人目からは1,000円

FAX(025)280-1552 【ミニ・セミナー 問題社員対応のための法律知識 申込用紙】

事務所名		参加者氏名	(工業の方は工業名)
住所	(〒 -)		
質問事項等			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ [今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要]